

令和4年 第3回 加賀市農業委員会定例総会

令和4年3月25日(金)

開会（午後1時30分）

宮下事務局長

ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。
令和4年第3回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日は、農業委員の現委員14名のうち13名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち8名の出席を頂いております。また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を17日に荒谷委員、川江委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。

それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）

皆さん、こんにちは。寒い日が続きましたが、やっと暖かくなってきました。3月18日に石川県知事選挙が行われました。皆さんご苦労様でした。同日、会長事務局長会議に山田さんが参加され、会長職は続けていくということです。新型コロナは新たな型が出てきているようですが、今月22日にまん延防止重点措置が全国で全面解除されました。しかし、このまま減少していくことはないと思いますので、皆さん気を付けて過ごしていきましょう。1月に予定していた意見交換会は、4月25日の総会後に開催を予定しています。農作業の忙しい時期と思いますが、いろいろと日程も控えていますので、一人でも多くの参加をお願いします。

議事録署名員の指名

議長（中村会長）

それでは、初めに議事録署名員の指名をいたします。
13番 嶋崎委員、14番 平野委員を指名します。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

それでは議案の審議を行います。議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局（田町）

それでは、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。座って説明させていただきます。議案書は1ページから2ページです。資料1の位置図は1ページ、資料2の調査書は1ページです。併せてご覧ください。

それでは議案書の1ページをご覧ください。議案第8号、
から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は1件です。

の譲受人が、の農地を取得するものです。譲受人の経営面積は1,505aです。取得する農地は譲受人が耕作していますが、が所有者となっており、高齢となって自分で耕作する予定は無く、また家族にも農業をする予定が無いことから、を専業としている譲受人に譲渡するものです。

譲受人は水稻や野菜を栽培しており、とともに農業に励んでおられます。譲受農地では隣接する自作地とともに主にブロッコリーを作付けします。この案件は、資料2の1ページの調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議長（中村会長）	説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長（中村会長）	挙手多数により、適切と認めます。

議案第9号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議長（中村会長）	それでは、議案第9号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	はい、議案書の3ページから、資料2は2ページからです。 加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は利用権の新規が6件、更新が4件で、合計 138,770 m ² の集積計画案です。この10件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。 説明は以上です。
議長（中村会長）	それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。
大家職務代理 事務局（中島）	5番の賃借料は高いですが、説明をお願いします。 この農地は [REDACTED] しており、再度利用権の設定です。
幸前委員 事務局（中島）	私が調べてみたら、貸人は [REDACTED] だそうです。 前回、個人が自分の会社へ利用権設定をしていました。今回、利用権の再設定をするということです

議長（中村会長）	<p>ほかにありませんか。なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第9号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>挙手多数により適切と認めます。</p>

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	<p>次に、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、荒谷委員から報告をお願いします。</p>
荒谷委員	<p>それでは報告いたします。去る3月17日に私と川江委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は、2ページから8ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>3番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。現地は既に着工しており、直ちに工事を中断するよう命じております。</p> <p>4番の転用目的は店舗建設です。南側の隣地境界に擁壁を設置して、汚水は浄化槽で処理し、雨水は側溝型調整池を経由し、県道側の水路に流す計画です。</p>

議長（中村会長）
事務局（幸松）

5番の転用目的は工場の増設です。敷地内で発生する汚水は浄化槽で処理し、雨水と共に敷地内に設置する排水路をとり、調整池を経由し、田尻川に排水する計画です。

6番の転用目的は駐車場及び資材置場建設です。雨水は東側の道路側溝に流す計画です。

7番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。

以上7件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

それでは、事務局から説明してください。

議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は2ページから8ページ、資料2の明細書は5ページから6ページを併せてご覧ください。

1番は[]地内にあり、畑、面積130㎡、転用目的は自己住宅建設です。借受人は妻の実家に同居しており手狭になったため、申請地及び隣接地の宅地、位置図の青わく個所、面積14.31㎡を妻の親から使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は準住居地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は[]地内にあり、田、面積344㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はアパートに居住しており手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第1種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は[]地内にあり、畑2筆、面積計280㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は夫の両親と同居しており手狭になったため、近所である申請地を購入して自己住

宅を建設するものです。別に配付してあります一枚ものの現況写真をご覧ください。17日の現地調査において、樹木の伐採、重機足場用の敷砂利、鉄板を敷設して、隣地側の板柵撤去工事をしていたため、県に事前着工を行った旨を報告するとともに、工事の即時中断及び始末書を提出するよう指示したものです。事前着工をした経緯は、工事業者から事前に樹木の伐採をしたい旨の依頼があった譲受人は、樹木の伐採なら事前着工にならないと思い承諾したこと。工事業者はその土地が農地であると聞いていなかったことから、16日に譲受人の承諾を得て着工したものです。現在は重機と鉄板が撤去されており、譲受人と工事業者から始末書が提出されております。申請地は農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため、許可相当に該当するものと考えます。

4番は■■■■地内にあり、田6筆、面積計3,336㎡、転用目的は店舗建設です。譲受人は■■■■を営んでおり、現在、■■■■地内で営業している店舗が老朽化したこと、また交通量の減少に伴い来客数が減少したため、申請地3,336㎡及び隣接する宅地等、面積210㎡を購入して、店舗や■■■■などを建設するものです。申請地は農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、転用目的、面積の規模、間口の長さ、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該申請内容を達成することが可能な土地が他にないことから、許可相当に該当するものと考えます。

5番は■■■■地内にあり、田43筆、面積計30,397.44㎡、転用目的は工場の増設です。譲受人には、■■■■を営んでおり、この度、受注の増加が見込ま

れることから、生産体制の拡大を図るため、申請地及び既存の敷地、位置図の青ワクの個所、面積 15,300 m²と合わせて、
[] 等を建設するものです。申請地の農振除外は令和 3 年 9 月 28 日に完了しております。農地の拡がり が 10ha 以上の農地の一部であることから、第 1 種農地と判断されますが、既存施設の拡張、面積 15 万 4 千 m²の 2 分の 1 以内の拡張であり、許可相当に該当するものと考えます。

6番は [] 地内にあり、田、面積 231 m²、転用目的は駐車場及び資材置場建設です。譲受人は [] を行っており、不足している駐車場と資材置場を建設するものです。申請地は農地の拡がり が 10ha 未満の農地の一部であることから、第 2 種農地と判断されますが、集落に接続しているため、許可相当に該当するものと考えます。

7番は [] 地内にあり、畑 6 筆、面積計 256 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は両親と同居しており手狭になったため、近所である申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がり が 10ha 未満の農地の一部であることから、第 2 種農地と判断されますが、集落に接続しているため、許可相当に該当するものと考えます。

説明は以上です

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

5 番の案件についてですが、説明では雨水は [] に排出するとあります。工場内で出る生活排水や使用排水はどのように処置をしているのでしょうか。以前、 [] として使っていると話しましたが、昨年の大雨の後、どこから出た排水かわかりませんが、その排水によって []

[] ことがあり、生産組合で現地

議長（中村会長）
新保委員

<p>事務局（幸松） 新保委員</p>	<p>確認をしました。そして、市の方へ調査の要望を出し確認をしてもらいましたが、その後報告がありません。</p> <p>5番の案件は、浄化槽で完全に処理すると聞いています。</p> <p>昨年のようなことが起こった場合、地元の組合としてどう対処していけばいいのでしょうか。昨年の件は、町の中でかなり問題になりました。生産組合長は市の方に確認をしてもらったということですが、その時その場に私はいなかったもので、後日、その話を聞きました。工場の増設をするということですが、また同じようなことが起こらないようお願いします。</p>
<p>事務局（幸松）</p>	<p>排水量から計算された大きさの浄化槽を設置しますので、完全に処理できるということです。そして、普段から浄化槽の管理を厳重にするということです。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>今、新保委員が言われた話は、問題があったのに何の対応もしてくれなかったということではないですか。調査報告がもらえていないということではないでしょうか。普段の管理ではなく、災害があった時に汚水や工場排水が流れてしまった時にどう対応をしてくれるのか、その辺のことを尋ねていると思います。</p>
<p>事務局（田町）</p>	<p>完全に把握していませんが、基本的に河川の管理は土木課、水質関係は環境課、油が流出したなどの場合は農林水産課でも対応していますので、いずれかの窓口へ通報していただければ対応をすると思います。</p>
<p>新保委員</p>	<p>それならば、昨年のその件の報告を全然聞いていないと生産組合長が言っているので、まずはその結果報告をしてもらわないと納得できないと思います。</p>
<p>事務局（田町）</p>	<p>その事案は何月何日の事案か分かりますか。私は全く知らなかったもので、確認をしたいと思います。</p>

新保委員	通報した方は日にちをはっきり覚えているかわかりませんので、加賀市役所の誰が来たのか確認をします。
事務局（田町）	汚水を流出したのは工場からと把握しているのですか。
新保委員	工場からとは言っていません。どこから流れ出たのか分からないのです。しかし、どこかで排水されなければ、あのような事ことは起こらないと地元の方が言われました。
事務局（田町）	確認したいと思います。
議長（中村会長）	生産組合の方へ報告は来ているのですか。
新保委員	いいえ。当時、生産組合長は市の方へ連絡を入れ、担当の方が見に来たと聞きました。しかし、その後何の報告も来ていません。そうやってうやむやになってしまったので、今回の増設の申請で、排水はどうするのか心配しています。また同じようなことが起こった場合、どう行政は対処するのかをはっきりしてほしいのです。
議長（中村会長）	増水時にそのようなことがまた起こったら問題ということですね。
新保委員	そうです。
大家職務代理	工場は何回も増設し、何回も各生産組合長から同意の許可をもらっていると思います。そういったことが起こった場合の覚書はないのですか。今回許可する場合は、そういった条件を付けないと、また同じことが起こりかねないですね。
農林水産課課長 （山岸）	それぞれの排水の部分で担当する課が違います。建物の基準等については農業委員会で把握していませんので、担当課へ確認をします。問題が起こった時の対応も、担当課の申請書に書いてあると思いますので、分かりましたら生産組合長と農業委員会へ報告をしたいと思います。今回の申請も排水処理が十分できる浄化槽の設置と聞いています。
新保委員	増水した時に、違法な排水をしていないかと心配していま

<p>議長（中村会長）</p>	<p>す。行政は対応をしっかりとさせていただきたいとお願いしています。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

議案第 11 号 非農地証明願について

<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、議案第 11 号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、荒谷委員から報告をお願いします。</p>
<p>荒谷委員</p>	<p>それでは、報告します。位置図の資料 1 は、9 ページを併せてご覧ください。この案件は森林化しており、農地の状態ではないと判断しました。報告は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（幸松）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は 7 ページから 8 ページ、資料 1 の位置図は 9 ページを併せてご覧ください。</p> <p>この案件は、 地内にあり、畑 1 筆、田 1 筆、面積計 79 m²です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。昭和 40 年頃に耕作が困難となったためスギが植えられ現在は森林化しており、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>なければ、これより採決に入ります。</p>

議長（中村会長）	<p>議案第 11 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
----------	--

報告第 5 号 農地貸借の合意解約について

議長（中村会長）	次に、報告第 5 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	<p>はい、議案書の 9 ページからお願いいたします。農地の貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。</p> <p>今月の届出はこの 1 件で、2 筆の 3,166 m²の届出です。</p> <p>これは、今月申請の [] による 5 条転用の案件によるものでございます。以上、この 1 件については解約条件が無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告第 6 号 地籍調査による地目変更について

議長（中村会長）	次に、報告第 6 号 地籍調査による地目変更について、事務局から説明してください。
事務局（幸松）	説明させていただきます。まず、地籍調査事業は、市が事業主体となって一筆ごとの土地を立会により境界を確認して、所有者、地番、地目を調査するとともに土地の面積を測量し、

地番の変更、地目変更、地積更正、合筆、分筆の登記を行います。ただし相続登記など所有権の移転に関する登記はできません。地籍調査事業により農地から非農地に地目変更登記をする場合は、特例として転用許可書や非農地証明書は不要となっております。但し、悪質な違法転用がある場合は、農業委員会から転用許可申請の提出や農地に原状回復するよう指導する場合があります。

議案書は 11 ページから 12 ページ、位置図の資料 1 は 10 ページから 11 ページ、各筆の明細については、資料 2 の 7 ページを併せてご覧ください。

この度、加賀市長から令和 3 年度に [] 地内で実施された地籍調査の結果、登記地目が農地であって、現況が農地に復元することが困難であると判断した土地について、非農地への地目変更の照会があったものです。農地から非農地に変更になる土地は調査前 52 筆で、調査後は合筆により 15 筆となっております。 [] 地内の宅地については過去に転用許可が下りており、地目変更登記を怠っていたものです。そのほかは、石川県の公衆用道路などであります。なお、中村会長に確認頂き、異議がない旨を回答しております。

説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告第 7 号 1・1・1 運動の報告について

議長（中村会長）

次に、報告第 7 号 1・1・1 運動について、報告のある方は挙手をお願いします。

議長（中村会長）	<p>（委員からの報告なし）</p> <p>なければ私から報告します。2月の中旬、 から農地を購入してほしいと言われ、どうしたらいいかと相談を受けました。農地は地目が田、山林化しているが相続登記されていません。 は耕作されていないので、まず相続登記をして、非農地申請をして下さいと伝えました。後日現地を見に行きましたが、山林化していました。次に3月11日県の臨時総会がありました。その後の常設審議委員会では、一時転用を含む9件の案件はすべて許可相当ということです。加賀市の案件も含まれています。以上です。</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
----------	---

事務連絡

宮下事務局長 農林水産課課長 （山岸）	<p>（その他資料（資料3）当面の日程のみを説明）</p> <p>先ほどの件を確認しました。 については環境課で担当をしていました。当時の生産組合長と周辺の工場関係者、大聖寺警察と一緒にいき、南加賀保健センターの職員が水質を調べた結果、Phは中性であり、その当時どこから排水されたのか不明、なぜ魚が死んでしまったか原因も不明ということです。南加賀保健センターでは水質汚濁防止法の届出がそれぞれの施設から提出されているので、どのように処理をしているのか確認されているそうです。また、その件の水質調査をしたのは2年前の2020年7月でした。魚が大量に死んでしまったと通報をされた方は、その他にも、赤い水が流れている時もあったが、その時は魚が死んでいることはなかったそうです。環境課は継続して注意しているということです。</p>
---------------------------	--

<p>新保委員 農林水産課課長 (山岸) 議長(中村会長)</p> <p>宮下事務局長 議長(中村会長)</p>	<p>それは書面で残っているということですか。</p> <p>環境課の苦情処理表です。まずは、簡単ではありますが報告させていただきました。</p> <p>ほかに何かありませんか。先ほど言われた記録簿はいつから変わりますか。</p> <p>来月からと聞いています。</p> <p>報告はどんなことでもいいですので、皆さんしっかりとお願いします。</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和4年第3回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
<p>閉会(午後2時24分)</p>	